

## I. 平成 31 年度関税改正を巡る諸情勢

社会や経済のグローバル化が進みヒト・モノ等の国境を越えた動きが益々活発となる中、財務省及び税関は、適切な関税率の設定・関税制度の整備を行うとともに、「安全・安心な社会の実現」「適正かつ公平な関税等の徴収」「貿易の円滑化」に向け、社会から求められる役割を引き続き着実に果たしていくべきである。

「安全・安心な社会の実現」に向けて、今後 G20 首脳会議や東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の大規模な国際行事が日本で開催され、訪日外国人旅行者も増加の一途を辿る中、より迅速な通関を確保する必要がある一方、テロ対策や覚醒剤等の不正薬物等の密輸阻止の観点から、より厳正な水際取締りが求められており、税関の体制の整備・充実や検査機器・事前情報等の更なる活用を進めていくことが重要である。

また、来年 10 月に消費税率が現行の 8%から 10%へ引上げ予定であること等、徴収機関としての税関の役割の重要性が増す中、昨今社会問題化している金の密輸入阻止を含め、引き続き「適正かつ公平な関税等の徴収」に努めていくことが求められる。

本年 12 月 30 日発効予定の環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (TPP11 協定)、来年早期の発効が見込まれる日 EU 経済連携協定は、世界経済において自由で公正な経済秩序を構築していく上で非常に意義あるものであると同時に、「貿易の円滑化」の観点からも重要である。東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 等、現在交渉中の経済連携協定を前進させるとともに、こうした国際環境の変化等を踏まえ適時に関税制度を整備していくことが必要である。

## II. 平成 31 年度関税改正についての考え方

### 1. 暫定税率等の適用期限の到来

#### (1) 暫定税率の適用期限の延長

暫定税率は、政策上の必要性等から、適用期限を定めて、基本税率を暫定的に修正する税率である。その水準及び必要性については、常に見直していくべきものであり、適用期限の延長に際しては、国内の生産者及び消費者等に及ぼす影響、国際交渉との関係、産業政策上の必要性等を考慮する必要がある。

上記の考え方に沿って検討を行った結果、平成 31 年 3 月 31 日に適用期限が到来する 411 品目に係る暫定税率について、その期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

#### (2) 特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置の適用期限の延長等

特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置については、暫定税率と一

体のものとして設けられていることを踏まえ、暫定税率と同様に、その適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

牛肉に係る関税の緊急措置については、北米での牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）発生を受けて、発動基準数量に係る特例措置を設けている。平成 29 年度の牛肉の輸入実績は北米での BSE 発生前の水準を上回ったところであるが、今後も安定的に上回る状況にあるのか引き続き検証する必要があることから、特例措置の適用期限を平成 32 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

なお、利便性向上の観点から、特別緊急関税制度及び牛肉・豚肉に係る関税の緊急措置等について、現行、官報で告示している輸入数量等を平成 31 年度からインターネットにより公表することが適当である。

### (3) 乳幼児用調製液状乳製造用ホエイの関税割当対象化

乳幼児用の調製粉乳（粉ミルク）の製造に使用されるホエイ（生乳から乳脂肪分等を分離したもの）は、子育て支援の観点から関税割当制度の対象となっている。また、災害時や外出時・夜間における授乳を衛生的かつ簡便に行うニーズの高まり等を受けて、本年 8 月、厚生労働省において、乳等省令が改正され、調製液状乳（液体ミルク）の定義・規格基準が設定されたところである。

調製液状乳の製造に当たり安価に原料を確保する観点から、乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイも関税割当制度の対象とすることが適当である。

### (4) 沖縄に係る関税制度上の特例措置

沖縄については、沖縄振興特別措置法に基づき各種税制上の特例措置が設けられており、関税制度上の特例措置として、選択課税制度及び特定免税店制度が講じられている。

このうち、平成 31 年 3 月 31 日に適用期限が到来する選択課税制度については、沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の税制上の特例措置の一環であること等に鑑み、適用期限を平成 33 年 3 月 31 日まで延長することが適当である。

## 2. 個別品目の関税率等の見直し

### (1) ヘキサメチレンジアミンの関税率の見直し

ヘキサメチレンジアミンは石油由来の化学物質であり、これを原料とするナイロン繊維は、耐熱性、強靱性等に優れていることから、自動車のエアバッグ基布等に使用されているが、近年、ヘキサメチレンジアミンの価格が上昇している他、海外において相対的に安価な原材料を使用したエアバッグ基布生産に向けた動きが見られる。国内メーカーは原料の多くを輸入に依存しており、その国際競争力を維持する観点から、基本税率を無税とすることが適当である。

## (2) 海藻製品の分類変更への対応

海藻製品（焼きのり、ひじき等）については、従来、関税率表第 2106.90 号の「その他の調製食料品」に分類されていたが、本年 1 月の HS 委員会における分類決定を受けて第 2008.99 号の「植物の調製食料品」へと分類変更されることとなる。新分類において適用される税率は、現行の税率水準を下回っているところ、国内産業を保護する必要があることから、新分類（第 2008.99 号）において、税細分を新設した上で、現行（第 2106.90 号）と同じ水準の関税率を設定することが適当である。

## 3. 特惠関税適用除外措置及びそれに伴う関税率の見直し

### (1) 特惠関税適用除外措置

特惠関税制度は、開発途上国を支援する観点から、開発途上国を原産地とする特定の輸入物品に対して、一般の税率よりも低い特惠税率を適用する制度である。一定の経済発展を遂げた国に対しては適用除外措置が設けられており、中国、タイ、メキシコ、マレーシア及びブラジルについて、平成 31 年 4 月 1 日から特惠税率の適用対象から除外されることとなる。さらに、国別・品目別特惠適用除外措置の基準により、アルゼンチン産グリーンソルガム（播種用以外のもので、飼料用以外のもの）について、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで、特惠税率の適用対象から除外されることとなる。

### (2) 特惠関税適用除外措置に伴う個別品目の関税率の見直し

特惠関税適用除外措置の対象品目のうち、

- ① ビニレンカーボネート等（注 1）、ナフトール、クリスタルバイオレットラクトン、ポリトリメチレンテレフタレート（注 2）については、輸入・国内生産の状況等を踏まえつつ、我が国産業の国際競争力の維持の観点から、基本税率を無税とすることが、
- ② バイオポリエチレン（注 3）については、地球温暖化対策のため、バイオマスプラスチックの更なる普及促進を図る観点から、将来の国産化の可能性を踏まえ、暫定税率により無税とすることが、

それぞれ適当である。

（注 1）ビニレンカーボネート／フルオロエチレンカーボネート／ジエチルカーボネート／エチルメチルカーボネート／プロピレンカーボネート

（注 2）これらの物品は、石油・石炭等を原料とする化学物質であり、各種製品（電子機器の樹脂部品、リチウムイオン電池の電解液等）の原料として使用。

（注 3）バイオマス（サトウキビ等）を原料として製造されたポリエチレン。

#### 4. 入国者の携帯品等に係る簡易税率の取扱い

入国者の携帯品又は別送品のうち関税が有税とされる物品については、税関手続の簡素化及び迅速化を図る観点から、関税、内国消費税及び地方消費税の率を総合したものを基礎として算出した簡易税率を適用しており、入国者の利便のため、アルコール飲料は100円刻み、その他の物品は5%刻みで設定している。

来年10月に消費税率が現行の8%から10%へ引上げ予定であるところ、直近の関税有税品の平均関税負担率（平成29年度：7.8%）等を踏まえ、簡易税率の水準について検討した結果、現行の水準（アルコール飲料（蒸留酒 300円/ℓ、その他のもの 200円/ℓ）、その他の物品 15%）を維持することが適当である。

### Ⅲ. 引き続き検討すべき事項

国土交通省より提出された国際コンテナ戦略港湾に係る税制措置（とん税・特別とん税）の要望については、国際コンテナ戦略港湾政策における位置付け、税制措置による効果や財政収入への影響等を考慮した上で、平成32年度改正に向けて、引き続き検討することが適当である。